

令和 5 年度 事業計画

第 1 事業の概要

群馬県内における昨年の刑法犯認知件数は、前年と比べ、わずかに増加したものの、依然としてコロナ禍前の認知件数を下回っており、数値面での治安は大幅に改善しているものと思われます。

しかしながら、高齢者を狙った特殊詐欺が高止まりで発生しているほか、子どもや女性を対象とした卑劣な犯罪やサイバー犯罪が発生するなど、安心して暮らせる社会の実現には、なお一層の努力が必要であると感じられます。

こうした厳しい情勢を踏まえ、群馬県防犯協会におきましては、本年度も「みんなでつくろう安心の街」を合い言葉に、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の実現を目指し、群馬県（以下「県」という。）、群馬県警察（以下「県警察」という。）、防犯ボランティア団体等との連携を図りながら、次の7つの事業を推進します。

◇ 公益目的事業 1

- 1 防犯意識及び防犯対策向上のための普及・啓発・広報事業
- 2 防犯用品等の開発・普及・広報事業
- 3 自転車盗防止対策向上のための普及・啓発・広報事業
- 4 風俗環境浄化意識向上のための普及・啓発・広報事業

◇ 公益目的事業 2

- 5 防犯ボランティア団体等の支援事業
- 6 防犯功労者及び団体の表彰事業

◇ その他

- 7 その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2 事業実施計画

1 防犯意識及び防犯対策向上のための普及・啓発・広報事業(公益目的事業1)

(1) 地域安全活動の推進

ア 全国地域安全運動の推進

警察庁、全国防犯協会連合会等が主催し、10月11日から20日までの間実施する「全国地域安全運動」にあたり、県内における防犯活動の推進母体として、県、県警察、防犯ボランティア団体等と連携し、地域の実情に応じた効果的な運動を実施します。

(ア) 全国地域安全運動中央大会への参加

9月28日、東京都内において開催される「全国地域安全運動中央大会」に参加します。

(イ) 全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会の開催

10月13日、前橋市内において、県、県警察、群馬県暴力団追放運動推進センター、群馬県地域安全活動推進協議会連合会と共に「全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会」を開催し、防犯意識の向上を図ります。

(ウ) 全国地域安全運動ポスター、リーフレットの作成

全国地域安全運動の普及を目的としたポスター、リーフレットを作成し、全国地域安全運動群馬県大会や地区防犯協会等を通じて県民に配布し周知を図ります。

イ 県民防犯運動の実施

県、県警察と連携し、県民防犯の日の「6月16日」を挟んだ6月11日から20日までの間、県民総ぐるみによる「県民防犯運動」を実施し、県民の防犯意識の高揚を図ります。

ウ 年末特別警戒の実施

県、県警察、地区防犯協会、防犯ボランティア等と連携し、12月15日から31日までの間、「年末特別警戒」を実施し、「年末特別警戒実施中」のポスターを作成し、賛助会員をはじめ、警察署、市町村、金融機関、量販店、ぱちんこ店、コンビニ、深夜スーパー等に配布し、防犯意識の高揚を図ります。

エ 各種イベントの主催及び参加

当協会主催の、防犯ボランティア研修会を開催するほか、関係団体が主催する各種イベントに参加し、各種犯罪防止の情報提供、防犯チラシや防犯グッズを配布するなど、防犯意識の高揚を図ります。

(2) 広報啓発活動の推進

ア 自動販売機による情報発信活動の推進

賛助会員企業や警察署、公務所等に設置している情報発信機能付き自動販売機の電光掲示板に、身近で発生している犯罪情報や防犯対策情報等をリアルタイムで表示し、県民に向けた役立つ情報を発信します。

イ ホームページの活用

当協会ホームページにおいて、当協会の活動状況や犯罪発生状況のほか、

犯罪手口に応じた防犯対策、自主防犯活動の進め方等について掲載するとともに内容を充実強化します。また、賛助会員企業名等を公開するとともに、それぞれのホームページとリンクするなど、広報啓発活動を推進します。

ウ メディアの活用

上毛新聞社、群馬テレビ、エフエム群馬の地元マスコミ3社をはじめ、コミュニティ放送、市中のデジタルサイネージ等を活用して、「毎月16日は県民防犯の日」、「年末特別警戒実施中」、「オレオレ詐欺など特殊詐欺被害防止」等について広く周知を図ります。

中でも上毛新聞社が協賛企業（金融機関）を募り、毎月16日の県民防犯の日に、社会面下4段に掲載している「特殊詐欺！撲滅キャンペーン」については、引き続き、県、県警察、財務省関東財務局前橋財務事務所とともに編集企画に参画します。

エ ポスター、チラシの活用

オレオレ詐欺などの特殊詐欺、子ども・女性に対する犯罪、侵入窃盗、乗り物盗など、県民が日常生活を送るうえで不安や脅威を感じる犯罪被害防止のためのポスターやチラシを作成、購入し、地区防犯協会や警察署等を通じて県民に配布して防犯意識の高揚を図ります。

オ G-FIVEの協力

当協会と「安全・安心なまちづくり広報活動の協力に関する覚書」を締結しているNPO法人グレート群馬ネットワークと、同法人が管理し、群馬県の観光特使に委嘱されているローカルヒーロー「超速戦士G-FIVE」による広報活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。

カ ヤマダ電機大型屋外ビジョンでの放映

株式会社ヤマダ電機の協力を得て、高崎駅東口のヤマダ電機「LAVISION高崎」において、特殊詐欺被害防止、子どもの見守り活動等についての15秒CM（1時間に2回）を毎日放映し、防犯意識の高揚を図ります。

キ 広報紙「防犯ぐんま」の発行

安全安心まちづくりのための各種情報を掲載した広報紙「防犯ぐんま」（季刊、毎回2,000部）を発行し、地区防犯協会、警察署、賛助会員等に配布するとともに、当協会のホームページに掲載するなど、防犯情報を発信します。

ク 防犯ビデオ等の整備及び貸出

防犯ビデオやDVD等の広報媒体を整備し、警察署、地区防犯協会、各種団体等に対し無料で貸し、防犯意識の高揚を図ります。

(3) 子ども、高齢者、女性を犯罪から守るための啓発活動

ア 幼稚園・保育園児を対象とした防犯交通安全教室の開催

公益財団法人群馬県交通安全協会と共催で、小学校入学前の園児を対象とした「幼稚園・保育園児対象防犯交通安全教室」を開催し、G-FIVEとともに防犯指導を行い、子どもの被害防止を図ります。また、その模様を群馬テレビにおいて「G-FIVEと学ぼう！めざせ安全！園児たち（15分番組）」として放映します。

イ 「安全・安心まちづくりふれあいコンサート」の開催

県警察音楽隊OBで編成する「ひまわり楽団」と連携し、老人会、商工祭、高齢者施設、障害者施設、地区公民館等を訪問し、女性や高齢者の参加を得て、スポット防犯講話等を取り入れた「安全・安心まちづくりふれあいコンサート」を開催し、特にオレオレ詐欺などの特殊詐欺等の被害防止を図ります。

ウ 女性のための防犯ハンドブックの配布

県、県警察が作成する「女性のための防犯ハンドブック」を各地区防犯協会、少年サポートセンター等を通じ広くに配布し、女性の犯罪被害防止等の啓発活動を行います。

エ 啓発用メモ帳の作成、配布

子どもの安全を確保する防犯標語「いかのおすし」や特殊詐欺被害防止のための「親子の絆作戦」等を記載したメモ帳を作成し、少年健全育成大会やイベントにおいて配布し、防犯意識の高揚を図ります。

オ 女性部の活動

女性又は母親の目線に沿った活動計画を策定するほか、女性の特性を生かし、各種イベント等において、子どもと女性の被害防止や少年非行防止活動等に取り組み、啓発活動を行います。

(4) 盗難被害防止対策

ア 住宅防犯機器類の紹介斡旋

住宅侵入窃盗の被害防止対策用のセンサーライト、防犯カメラ等の紹介斡旋を行い、防犯対策向上を図ります。

イ 自動車盗難防止及び車上ねらい防止対策

県警察、地区防犯協会と連携し、自動車盗難防止及び車上ねらい被害防止を呼びかけるほか、自動車販売業者や保険会社等自動車関連業者が会員となっている群馬県自動車盗難等防止協議会会員として、自動車盗難防止に関する広報啓発活動を推進します。

(5) 薬物乱用防止活動

ア 地区の薬物乱用防止活動の支援

地区防犯協会、警察署、自治会、学校、PTA等が開催する薬物乱用防止教室等の活動に際し、薬物乱用防止に関する資料の提供やDVDの貸し出し等の支援を行います。

イ 群馬県薬物乱用対策推進本部の活動

群馬県薬物乱用対策推進本部の本部員として県警察等の関係機関・団体と連携し、薬物乱用防止に関する広報啓発活動を行います。

ウ 薬物乱用防止ポスター、リーフレット、小冊子の配布

薬物乱用防止ハンドブックやチラシ等を地区防犯協会、県警察等に提供し、薬物乱用防止に関する広報啓発活動を行います。

(6) 少年の健全育成及び非行防止活動

ア 群馬県警察少年柔道・剣道大会の開催

各警察署で開催している柔道・剣道教室に参加している児童・生徒を参集した、「群馬県警察少年柔道・剣道大会」を11月19日に、前橋市内において県警察と共催し、武道を通じた少年の健全育成を図ります。

- イ 群馬県柔道連盟及び同剣道連盟が開催する大会を通じた広報活動
群馬県柔道連盟及び同剣道連盟が開催する大会等のプログラムに、非行防止等に関する広告を掲出し、少年の健全育成を図ります。
- ウ 少年柔道大会及び剣道大会の支援
群馬県体育協会、群馬県スポーツ少年団主催の「中学生柔道交流大会」、「小学生柔道交流大会」、「小学生剣道大会」に参加賞を提供する等の支援を行い、少年の健全育成を図ります。
- エ 青少年の非行・被害防止全国強調月間等への協力
内閣府が推進する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に協力します。
- オ 少年非行防止に関する広報啓発活動の推進
県警察、少年関係機関・団体と連携し、少年の健全育成・非行防止及び児童虐待防止に関する各種広報啓発活動を推進します。
- カ 少年の居場所づくりに対する支援
県警察子供・女性安全対策課少年サポートセンターが実施する少年の居場所づくりに参加する「群馬県大学生少年サポーター連絡会」の活動を支援します。

(7) 防犯対策の調査研究

- ア 犯罪に関する資料収集
犯罪統計及び少年非行統計、犯罪発生傾向・特徴に関する資料を収集し、地域における防犯活動を効果的に推進するための資料を当協会ホームページや広報紙を通じて広く県民に周知します。
- イ 他機関・団体活動との情報交換
地域社会における安全・安心を確保する活動を行う他機関・他団体及び全国防犯協会連合会、関東防犯協会連絡協議会等との情報交換を行い、県内における防犯活動に反映させます。
- ウ 女性部の活動
県下の犯罪情勢や子ども、女性の被害防止に関する研修会を開催するほか、各県が持ち回りで実施している茨城県・栃木県防犯協会女性部との「三県防犯協会女性部合同研修会」を、本年度は本県で開催し、各県の先進的活動や手法について情報交換を行い、今後の活動に反映させます。

2 防犯用品等の開発・普及・広報事業（公益目的事業1）

- (1) 優良防犯用品等の普及・広報
防犯カレンダーを作成、斡旋するほか、犯罪被害防止に有効で防犯性能が高いと認められる各種優良防犯用品について紹介します。
- (2) 古物営業標識等の普及
古物営業法に規定する群馬県公安委員会許可標識（プレート）及び古物台帳を、許可を受けた古物商に斡旋するなど、古物商を通じて適正な古物営業の普及に努めます。

3 自転車盗防止対策向上のための普及・啓発・広報事業（公益目的事業1）

- (1) 自転車防犯登録制度の普及徹底

当協会は、自転車の安全利用の推進及び自転車等の駐車対策の総合推進に関する法律（昭和55年法律第87号）に基づき、群馬県公安委員会から指定を受けており、自転車防犯登録制度の効果的な運用に努めます。

ア 自転車防犯登録の推進

自転車防犯登録は、自転車利用者の責務であるとともに、自転車盗難防止と盗難時の自転車の早期回復に効果が期待できることから、自転車防犯登録を取り扱う自転車量販店防犯協力会員（以下「協力会員」という。自転車量販店169店舗）と協力して制度の普及を図るとともに、「自転車防犯登録カードの控えは大切に保管すること」、「いつでもどこでも2ロック！」等を内容とするチラシを配布し、被害防止意識の向上を図ります。

イ 防犯登録カードの誤記入・散逸・遺失防止等の対策

自転車防犯登録における生命線は、防犯登録カードを取り扱う店舗における正確・確実な登録にあるため、協力会員に対し、防犯登録制度の実施要領について周知・徹底を図るとともに、防犯登録カードの誤記入・散逸・遺失防止等の適正な防犯登録業務を指導します。

(2) 自転車盗難防止対策

ア キーホルダー、メモ帳の配布による啓発・広報

自転車盗難防止対策用の「キーホルダー」、「メモ帳」を作成・配布し、自転車盗難被害防止と自転車利用者の防犯意識の高揚を図ります。

イ メディアを活用した広報活動

上毛新聞社、群馬テレビ、FMぐんま等の地元メディアを通じて、自転車防犯登録の普及と2重ロックの推進を図ります。

4 風俗環境浄化意識向上のための普及・啓発・広報事業（公益目的事業1）

(1) 風俗営業管理者講習

当協会は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）の規定に基づき、群馬県公安委員会から、群馬県で唯一「群馬県環境浄化協会」として指定を受けており、公安委員会からの委託を受けて、風適法第2条第1項に規定する、風俗営業の営業所における管理者を対象とした風適法第24条に定める法定講習を行います。

(2) 風俗営業許可申請書類等の斡旋

法定講習時に、全国風俗環境浄化協会発行の「風営適正化法管理者ハンドブック」をテキストとして活用するほか、風俗営業許可申請書類、深夜酒類提供飲食店届出書類、風俗営業従業者名簿、標札等の必要書類の斡旋を行います。

(3) 風俗環境浄化に関する広報啓発活動

風俗営業者に対し、風営適正化法を遵守した健全営業を呼びかけるとともに、少年の立入り・使用禁止、暴力追放を呼びかける健全な風俗営業の啓発を行います。

(4) 少年指導委員の支援

風適法に基づき、群馬県公安委員会が委嘱している少年指導委員の活動用リーフレットを作成するとともに、「防犯手帳」を配布するなど少年指導委

員の行う風俗環境浄化活動を支援します。

(5) メディアの活用

地元の群馬テレビ、FMぐんま等を活用して、風俗環境浄化について、広報啓発活動を推進します。

5 防犯ボランティア団体等の支援事業（公益目的事業2）

(1) 自主防犯パトロール活動の促進

ア 自主防犯パトロールの委託契約

青色パトロール車を使用した防犯パトロールの活性化とボランティア団体自体の活性化を図るため、各地区防犯協会に青色パトロール車（全国防犯協会連合会から無償譲渡された9台）を無償貸与した上、業務委託契約を締結し、パトロール活動を支援します。

イ 自主防犯パトロールの取組み方法等の啓発

青色パトロール車による防犯パトロールが、安全かつ効果的に行われるよう、「青パト活動マニュアル」等を地区防犯協会に配布、斡旋してパトロール活動の活性化を図ります。

(2) 地域におけるボランティア活動の活性化

ア 地域の防犯ボランティアの活性化

県発行の「防犯ハンドブック」、「女性のための防犯ハンドブック」をはじめ、全国防犯協会連合会発行の「実践的防犯マニュアル」、「子ども見守りマニュアル」等の冊子を配布し、自主防犯活動に対する意識の高揚を図ります。

イ NPO法人等の支援

安全・安心まちづくりや地域安全活動を目的としているNPO法人等の団体の活動について支援します。

ウ 少年補導員活動の支援

警察本部長が委嘱している「群馬県少年補導員」に対し、冊子「防犯ハンドブック」を配布するなど活動を支援します。

エ 若者で構成された防犯ボランティア団体の支援

大学生等の若者を中心とした少年の居場所作り活動に参加する「大学生少年サポーター連絡会」、主に30歳未満の若い世代を中心とした社会人が参加する防犯ボランティア団体「群馬県YOUNG防犯ボランティア協議会」等の活動を支援します。

オ 犯罪被害者支援団体の支援

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする「公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま」の活動を支援します。

6 防犯功労者及び団体の表彰事業（公益目的事業2）

(1) 全国防犯協会連合会表彰

多年にわたり防犯活動に尽力し、犯罪の防止に抜群の功労があった功労者等に対し、全国防犯協会連合会会長及び警察庁長官の連名による防犯栄誉金章及び防犯栄誉銀賞が、全国防犯協会連合会会長から防犯栄誉銅章が授与さ

れます。

また、防犯活動に功労のあった団体に対しては、全国防犯協会連合会会長及び警察庁長官の連名による表彰状が、特別功労ボランティア及び同団体に対しては全国防犯協会連合会会長から表彰状が授与されます。

いずれも、県警察と協議、選考の上、上申します。

(2) 関東防犯協会連絡協議会表彰

多年にわたり防犯活動に尽力し、犯罪の防止に多大の功労のあった功労者、防犯功労団体等に対して、関東防犯協会連絡協議会会長及び関東管区警察局長の連名による表彰状が授与されますが、県警察と協議、選考の上、上申します。

(3) 群馬県防犯協会表彰

「全国地域安全運動及び暴力団追放運動群馬県大会」において、多年にわたり、防犯思想の普及高揚、防犯施設の整備拡充等地域における防犯・地域安全に尽力し、犯罪の防止に多大な功労のあった者や団体を地区防犯協会等の上申に基づき、当協会会長と警察本部長の連名で表彰します。

(4) 協会運営功労者の表彰

本協会の事業活動に積極的に協力、支援し、多大の功労があると認められる個人又は団体等に対し、当協会理事長の感謝状を贈呈します。

(5) その他の表彰支援

全国防犯協会連合会、警察庁、群馬県防犯協会等が主催する、全国地域安全運動に向けた「ポスター」、「標語」、「青パト活動写真」を広く募集し、全国防犯協会連合会に応募します。

また、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会、読売新聞社等が主催し、警察庁が後援する「わたしたちのまちのおまわりさん」作文コンクールに協力します。

7 その他本協会の目的を達成するために必要な事業（その他）

(1) 会議等の開催

ア 評議員会 6月に前橋市内で開催します。

イ 理事会 6月及び翌年3月にいずれも前橋市内で開催します。

(2) 他機関・団体との連携

公益財団法人全国防犯協会連合会、関東防犯協会連絡協議会等の会議、研修会に参加し、連携強化を図ります。

(3) 活動資金の充実に向けた活動

本協会の目的や事業活動に賛同する賛助会員の拡大に努め、財源確保を図ります。